

令和元年

第2回八雲町議会定例会

議 題

開会 令和元年 6月 5日

閉会 令和元年 6月 日

八 雲 町

令和元年第2回八雲町議会定例会議件一覧

区 分	番 号	件 名	結 果
議 案	1	八雲町税条例等の一部を改正する条例	
議 案	2	八雲町介護保険条例の一部を改正する条例	
議 案	3	八雲町火災予防条例の一部を改正する条例	
議 案	4	財産の取得について	
議 案	5	財産の取得について	
議 案	6	財産の取得について	
議 案	7	財産の取得について	
議 案	8	北海道市町村総合事務組合理約の変更について	
議 案	9	北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について	
議 案	10	北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について	
議 案	11	辺地に係る総合整備計画の変更について	
議 案	12	八雲町過疎地域自立促進市町村計画の変更について	
議 案	13	令和元年度八雲町一般会計補正予算（第2号）	
議 案	14	令和元年度八雲町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	
議 案	15	令和元年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	
承 認	1	専決処分の承認を求めることについて	
報 告	1	専決処分の報告について	

[The page contains extremely faint and illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the document. The text is too light to transcribe accurately.]

八雲町税条例等の一部を改正する条例

(八雲町税条例の一部改正)

第 1 条 八雲町税条例(平成17年八雲町条例第54号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第 34 条の 7 所得割の納税義務者が、前年中に法第 314 条の 7 第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、<u>法第 314 条の 7 第 1 項に規定するところにより控除すべき額</u>(当該納税義務者が前年中に同項第 1 号に掲げる寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第 34 条の 3 及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) 及び (2) 略</p> <p>2 前項の特例控除額は、<u>法第 314 条の 7 第 2 項</u>(法附則第 5 条の 6 第 2 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。</p>	<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第 34 条の 7 所得割の納税義務者が、前年中に法第 314 条の 7 第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、<u>同項に規定するところにより控除すべき額</u>(当該納税義務者が前年中に同条第 2 項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第 34 条の 3 及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) 及び (2) 略</p> <p>2 前項の特例控除額は、<u>法第 314 条の 7 第 11 項</u>(法附則第 5 条の 6 第 2 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。</p>
<p>附 則</p> <p>(個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除)</p> <p>第 7 条の 3 の 2 平成 22 年度から<u>令和 13 年度</u>までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第 41 条又は第 41 条の 2 の 2 の規定の適用を受けた場合(居住年が平成 11 年から平成 18 年まで又は平成 21 年から令和 3 年までの各年である場合に限る。)において、前条第 1 項の規定の適用を受けないときは、<u>法附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項</u>(同条第 9 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第 34 条の 3 及び第 34 条の 6 の規定を適用した場</p>	<p>附 則</p> <p>(個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除)</p> <p>第 7 条の 3 の 2 平成 22 年度から<u>令和 15 年度</u>までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第 41 条又は第 41 条の 2 の 2 の規定の適用を受けた場合(居住年が平成 11 年から平成 18 年まで又は平成 21 年から令和 3 年までの各年である場合に限る。)において、前条第 1 項の規定の適用を受けないときは、<u>法附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項</u>(同条第 7 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第 34 条の 3 及び第 34 条の 6 の規定を適用した場</p>

合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定は、次に掲げる場合に限り適用する。

(1) 前項の規定の適用を受けようとする年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認める場合を含む。）

(2) 前号に掲げる場合のほか、前項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年の1月1日現在において法第317条の6第1項の規定によって給与支払報告書を提出する義務がある者から給与の支払を受けている者であって、前年中において給与所得以外の所得を有しなかったものが、前年分の所得税につき租税特別措置法第41条の2の2の規定の適用を受けている場合

3 第1項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3の2第1項」と、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3の2第1項」とする。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける町民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則

合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3の2第1項」と、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3の2第1項」とする。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける町民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則

第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項又は附則第20条第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

（個人の町民税の寄附金控除額に係る申告の特例等）

第9条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者（次項において「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、第34条の7第1項及び第2項の規定によって控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第36条の2第4項の規定による申告書の提出（第36条の3の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。）に代えて、法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（以下この項及び次条において「地方団体に対する寄附金」という。）を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の長に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書（以下この条において「申告特例通知書」という。）を送付することを求めることができる。

2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め（以下この条において「申告特例の求め」という。）を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があったときは、同条第9項に規定する申告特例対象年（次項において「申告特例対象年」という。）の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った地方団体の長に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。

第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項又は附則第20条第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

（個人の町民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等）

第9条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者（次項において「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、第34条の7第1項及び第2項の規定により控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第36条の2第4項の規定による申告書の提出（第36条の3の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。）に代えて、法第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金（以下この項及び次条において「特例控除対象寄附金」という。）を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、特例控除対象寄附金を受領する都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長（次項及び第3項において「都道府県知事等」という。）に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書（以下この条において「申告特例通知書」という。）を送付することを求めることができる。

2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め（以下この条において「申告特例の求め」という。）を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があったときは、同条第9項に規定する申告特例対象年（次項において「申告特例対象年」という。）の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った都道府県知事等に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。

3 申告特例の求めを受けた地方団体の長は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所（同条第11項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所）の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。

4 略

第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に地方団体に対する寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）においては、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第10条の2 略

2及び3 略

4 法附則第15条第28項に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。

5 法附則第15条第29項第1号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。

6 法附則第15条第29項第2号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。

7 法附則第15条第29項第3号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。

8 法附則第15条第30項第1号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。

9 法附則第15条第30項第2号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。

10 法附則第15条第32項第1号イに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。

11 法附則第15条第32項第1号ロに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割

3 申告特例の求めを受けた都道府県知事等は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所（同条第11項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所）の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。

4 略

第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）には、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第10条の2 略

2及び3 略

4 法附則第15条第29項に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。

5 法附則第15条第30項第1号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。

6 法附則第15条第30項第2号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。

7 法附則第15条第30項第3号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。

8 法附則第15条第31項第1号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。

9 法附則第15条第31項第2号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。

10 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。

11 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割

合は3分の2とする。

- 12 法附則第15条第32項第1号ハに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。
 - 13 法附則第15条第32項第1号ニに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。
 - 14 法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。
 - 15 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は4分の3とする。
 - 16 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は4分の3とする。
 - 17 法附則第15条第32項第3号イに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。
 - 18 法附則第15条第32項第3号ロに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。
 - 19 法附則第15条第32項第3号ハに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。
 - 20 法附則第15条第39項に規定する町の条例で定める割合は5分の4とする。
 - 21 法附則第15条第43項に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。
- 22 及び 23 略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 略

2～5 略

合は3分の2とする。

- 12 法附則第15条第33項第1号ハに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。
 - 13 法附則第15条第33項第1号ニに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。
 - 14 法附則第15条第33項第1号ホに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。
 - 15 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は4分の3とする。
 - 16 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は4分の3とする。
 - 17 法附則第15条第33項第3号イに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。
 - 18 法附則第15条第33項第3号ロに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。
 - 19 法附則第15条第33項第3号ハに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。
 - 20 法附則第15条第40項に規定する町の条例で定める割合は5分の4とする。
 - 21 法附則第15条第44項に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。
- 22 及び 23 略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 略

2～5 略

6 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第16項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

6 法附則第 15 条の 9 第 1 項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第 12 条第 17 項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) ~ (6) 略

7 法附則第 15 条の 9 第 4 項の高齢者等居住改修住宅又は同条第 5 項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 4 項に規定する居住安全改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 8 項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) ~ (3) 略

(4) 令附則第 12 条第 21 項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するか

(5) 略

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第 12 条第 22 項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) 略

8 法附則第 15 条の 9 第 9 項の熱損失防止改修住宅又は同条第 10 項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 9 項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 9 項各号に掲げる書類を添付して町長に提出

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

7 法附則第 15 条の 9 第 1 項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第 12 条第 19 項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) ~ (6) 略

8 法附則第 15 条の 9 第 4 項の高齢者等居住改修住宅又は同条第 5 項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 4 項に規定する居住安全改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 8 項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) ~ (3) 略

(4) 令附則第 12 条第 23 項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するか

(5) 略

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第 12 条第 24 項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) 略

9 法附則第 15 条の 9 第 9 項の熱損失防止改修住宅又は同条第 10 項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 9 項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 9 項各号に掲げる書類を添付して町長に提出

しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第29項に規定する補助金等

(6) 略

9 略

10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第29項に規定する補助金等

(6) 略

11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

12 略

(軽自動車税の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して

しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 略

10 略

11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 略

12 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

13 略

(軽自動車税の税率の特例)

第16条 平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対

14 年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第 82 条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

2 法附則第 30 条第 3 項 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対する第 82 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成 29 年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 2 号イ	3,900 円	1,000 円
	6,900 円	1,800 円
	10,800 円	2,700 円
	3,800 円	1,000 円
	5,000 円	1,300 円

3 法附則第 30 条第 4 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この条（第 5 項を除く。）において同じ。）に対する第 82 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成 29 年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 2 号イ	3,900 円	2,000 円
	6,900 円	3,500 円
	10,800 円	5,400 円
	3,800 円	1,900 円
	5,000 円	2,500 円

4 法附則第 30 条第 5 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第 82 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成 29 年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ

する令和元年度分の軽自動車税に係る第 82 条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号イ	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和元年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和元年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和元年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号イ	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和元年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号イ	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を

受けるものを除く。)に対する第 82 条の規定の適用については、当該軽自動車平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 30 年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和元年度分の軽自動車税に限り、第 4 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

受けるものを除く。)に対する第 82 条の規定の適用については、当該軽自動車平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 30 年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和元年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 2 号イ	3,900 円	3,000 円
	6,900 円	5,200 円
	10,800 円	8,100 円
	3,800 円	2,900 円
	5,000 円	3,800 円

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第 16 条の 2 町長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3 輪以上の軽自動車前条第 2 項から第 7 項までの規定の適用を受ける 3 輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第 30 条の 2 第 1 項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2～4 略

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第 16 条の 2 町長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3 輪以上の軽自動車前条第 2 項から第 4 項までの規定の適用を受ける 3 輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第 30 条の 2 第 1 項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2～4 略

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

(八雲町税条例の一部改正)

第 2 条 八雲町税条例(平成 17 年八雲町条例第 54 号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(町民税の申告) 第 36 条の 2 略 2～6 略	(町民税の申告) 第 36 条の 2 略 2～6 略 7 <u>第 1 項又は第 5 項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第 190 条の規定の適用を受けたものを有する者で町内に住所を有するものが、第 1 項の申告書を提出するときは、法第 317 条の 2 第 1 項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、<u>施行規則で定める記載によることができる。</u></u>
7～9 略	8～10 略

(個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、町長に提出しなければならない。

(1) 及び (2) 略

(3) 略

2～5 略

(個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の5第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に同項に規定する公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、町長に提出しなければならない。

(1) 及び (2) 略

(個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、町長に提出しなければならない。

(1) 及び (2) 略

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

(4) 略

2～5 略

(個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者若しくは単身児童扶養者である者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、町長に提出しなければならない。

(1) 及び (2) 略

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶

(3) 略

2 前項又は法第 317 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した前項又は法第 317 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第 203 条の 5 第 2 項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第 317 条の 3 の 3 第 1 項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第 317 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書を提出することができる。

3 略

4 公的年金等受給者は、第 1 項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第 203 条の 5 第 5 項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 略

(町民税に係る不申告に関する過料)

第 36 条の 4 町民税の納税義務者が第 36 条の 2 第 1 項、第 2 項若しくは第 3 項の規定によって提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかった場合又は同条第 8 項若しくは第 9 項の規定によって申告すべき事項について正当な理由がなくて申告しなかった場合においては、その者に対し、10 万円以下の過料を科する。

2 及び 3 略

附 則

養者に該当する場合には、その旨

(4) 略

2 前項又は法第 317 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した前項又は法第 317 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第 203 条の 6 第 2 項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第 317 条の 3 の 3 第 1 項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第 317 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書を提出することができる。

3 略

4 公的年金等受給者は、第 1 項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第 203 条の 6 第 6 項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 略

(町民税に係る不申告に関する過料)

第 36 条の 4 町民税の納税義務者が第 36 条の 2 第 1 項、第 2 項若しくは第 3 項の規定により提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかった場合又は同条第 9 項若しくは第 10 項の規定により申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかった場合には、その者に対し、10 万円以下の過料を科する。

2 及び 3 略

附 則

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第 15 条の 2 法第 451 条第 1 項第 1 号 (同条第

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)
第15条の2 略

4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(附則第15条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)
第15条の2の2 略

2 道知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。)の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

3 道知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第15条の4の規定により読み替えられた第81条の6第1項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 略

略

2 略

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 法附則第30条に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

- 4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 略

略

2 略

- 3 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第81条の4(第2号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

- 2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号イ(ロ)	3,900円	1,000円
第2号イ(ハ)	6,900円	1,800円
a	10,800円	2,700円
第2号イ(ハ)	3,800円	1,000円
b	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号イ(ロ)	3,900円	2,000円
第2号イ(ハ)	6,900円	3,500円
a	10,800円	5,400円
第2号イ(ハ)	3,800円	1,900円
b	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号イ(ロ)	3,900円	3,000円
第2号イ(ハ)	6,900円	5,200円
a	10,800円	8,100円

第2号イ(ハ)	3,800円	2,900円
b	5,000円	3,800円

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 削除

第16条の2 町長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 町長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことに由来するものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

(八雲町税条例の一部改正)

第3条 八雲町税条例（平成17年八雲町条例第54号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(個人の町民税の非課税の範囲) 第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、町民税（第2号に該当する者に対しては、第53条の2の規定により課する所得割(以	(個人の町民税の非課税の範囲) 第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、町民税（第2号に該当する者に対しては、第53条の2の規定により課する所得割(以

下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。

(1) 略

(2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫(これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。)

2 略

附 則

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

2～4 略

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 町長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断を

下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。

(1) 略

(2) 障害者、未成年者、寡婦、寡夫又は单身児童扶養者(これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。)

2 略

附 則

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第5項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

2～4 略

5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 町長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項から第5項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断を

<p>するときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2及び3 略</p>	<p>するときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2及び3 略</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。</p>	

（八雲町税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第4条 八雲町税条例等の一部を改正する条例（平成29年八雲町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条の2のうち、八雲町税条例第82条第2号イの改正規定中

（ハ） 4輪以上のもの

a 乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

b 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円 を

（ハ） 4輪以上のもの

a 乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

b 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円 に改め、

同条例附則第15条の次に5条を加える改正規定（同条例附則第15条の6第2項に係る部分に限る。）中「については」の次に「、当分の間」を加え、同条例附則第16条第1項の改正規定中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項」を「法附則第30条」に、「令和元年度分」を「当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改める。

（八雲町税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第5条 八雲町税条例等の一部を改正する条例（平成30年八雲町条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち、八雲町税条例第48条第1項の改正規定中「及び第11項」を「、第11項及び第13項」に改め、同条に3項を加える改正規定中「3項」を「8項」に改め、同改正規定（同条第10項に係る部分に限る。）中「次項」の次に「及び第12項」を加え、「その他施行規則で定める方法」を削り、同改正規定（同条第12項に係る部分に限る。）中「申告は、」の次に「申告書記載事項が」を加え、同改正規定に次のように加える。

- 13 第 10 項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができるものと認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて町長の承認を受けたときは、当該町長が指定する期間内に行う同項の申告については、前 3 項の規定は、適用しない。法人税法第 75 条の 4 第 2 項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第 10 項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、町長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。
- 14 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となった事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の 15 日前までに、これを町長に提出しなければならない。
- 15 第 13 項の規定の適用を受けている内国法人は、第 10 項の申告につき第 13 項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を町長に提出しなければならない。
- 16 第 13 項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第 321 条の 8 第 51 項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第 13 項前段の期間内に行う第 10 項の申告については、第 13 項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。
- 17 第 13 項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第 15 項の届出書の提出又は法人税法第 75 条の 4 第 3 項若しくは第 6 項（同法第 81 条の 24 の 3 第 2 項において準用する場合を含む。）の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第 13 項後段の期間内に行う第 10 項の申告については、第 13 項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

附則第 1 条第 5 号中「3 項」を「8 項」に改める。

附則第 2 条第 4 項中「第 12 項」を「第 17 項」に改める。

（八雲町税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第 6 条 八雲町税条例の一部を改正する条例（平成 29 年八雲町条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>附 則 （軽自動車税の環境性能割の減免の特例） 第 15 条の 3 町長は、当分の間、第 81 条の 8 の規定にかかわらず、道知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして町長が定める 3 輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免す</p>	<p>附 則 （軽自動車税の環境性能割の減免の特例） 第 15 条の 3 町長は、当分の間、第 81 条の 8 の規定にかかわらず、道知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして町長が定める 3 輪以上の軽自動車に対しては、<u>北海道における自動車税の環境性</u></p>

る。

能割の減免の例により、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の非課税の特例)

第 15 条の 3 の 2 当分の間、軽自動車税の環境性能割において、地方税法第 445 条第 2 項の規定の適用を受けるべき軽自動車税は、第 81 条の 2 の規定に関わらず、北海道が同法第 148 条第 2 項の規定により条例で定める自動車に相当するものとして町長が定める 3 輪以上の軽自動車とする。

2 前項の規定に該当する 3 輪以上の軽自動車に対して、同法 445 条第 2 項の規定を受けるための手続その他必要な事項については、この条例の規定にかかわらず、北海道における自動車税の環境性能割の課税免除の例による。

(軽自動車税の環境性能割の課税免除の特例)

第 15 条の 3 の 3 当分の間、第 80 条の 2 の規定は、軽自動車税の環境性能割について適用しない。

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 1 条中八雲町税条例第 34 条の 7 の改正規定並びに同条例附則第 7 条の 4、第 9 条及び第 9 条の 2 の改正規定並びに次条第 2 項から第 4 項までの規定 令和元年 6 月 1 日
- (2) 第 2 条 (次号に掲げる改正規定を除く。) 及び附則第 7 条の規定 令和元年 10 月 1 日
- (3) 第 2 条中八雲町税条例第 36 条の 2 中第 9 項を第 10 項とし、第 8 項を第 9 項とし、第 7 項を第 8 項とし、第 6 項の次に 1 項を加える改正規定並びに第 36 条の 3 の 2、第 36 条の 3 の 3 及び第 36 条の 4 第 1 項の改正規定並びに附則第 3 条の規定 令和 2 年 1 月 1 日
- (4) 第 3 条中八雲町税条例第 24 条の改正規定及び附則第 4 条の規定 令和 3 年 1 月 1 日
- (5) 第 3 条 (前号に掲げる改正規定を除く。) 及び附則第 8 条の規定 令和 3 年 4 月 1 日

(6) 第6条の規定 令和元年10月1日

(町民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の八雲町税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の町民税に関する部分は、令和元年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成30年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

2 新条例第34条の7並びに附則第7条の4及び第9条の2の規定は、令和2年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和元年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

3 新条例第34条の7第1項及び附則第9条の2の規定の適用については、令和2年度分の個人の町民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第34条の7第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（令和元年6月1日前に支出したものに限る。）
附則第9条の2	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（令和元年6月1日前に支出したものに限る。）
	送付	送付又は八雲町税条例等の一部を改正する条例（令和元年条例第 号）附則第2条第4項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第1条の規定による改正前の八雲町税条例附則第9条第3項の規定による同条第1項に規定する申告特例通知書の送付

4 新条例附則第9条第1項から第3項までの規定は、町民税の所得割の納税義務者が前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号。以下この項において「改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、町民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第1条の規定による改正前の地方税法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。

第3条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の八雲町税条例（次項及び第3項において「2年新条例」という。）第36条の2第7項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和2年度以後の年度分の個人の町民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に令和元年度分までの個人の町民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

2 2年新条例第36条の3の2第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき八雲町税条例第36条の2第1項に規定する給与について提出する2年新条例第36条の3の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。

3 2年新条例第36条の3の3第1項の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）第1条の規定による改正後の所得税法（昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。）第203条の6第1項に規定する公的年金等（新所得税法

第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。) について提出する 2 年新条例第 36 条の 3 の 3 第 1 項に規定する申告書について適用する。

第 4 条 附則第 1 条第 4 号に掲げる規定による改正後の八雲町税条例第 24 条第 1 項 (第 2 号に係る部分に限る。) の規定は、令和 3 年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和 2 年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第 5 条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和元年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成 30 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第 6 条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和元年度分の軽自動車税について適用し、平成 30 年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第 7 条 別段の定めがあるものを除き、附則第 1 条第 2 号に掲げる規定による改正後の八雲町税条例 (以下「元年 10 月新条例」という。) の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された 3 輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 元年 10 月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和 2 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

第 8 条 附則第 1 条第 5 号に掲げる規定による改正後の八雲町税条例の規定は、令和 3 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和 2 年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

令和元年 6 月 5 日提出

八雲町長 岩村克詔

議案第 2 号

八雲町介護保険条例の一部を改正する条例

八雲町介護保険条例（平成17年八雲町条例第89号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(保険料率)</p> <p>第3条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>2 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>30,780円</u>とする。</p> <p>3 前2項の保険料率を決定する場合において、100円未満の端数があるときは、その端数について50円未満は切り捨て、50円以上は切り上げるものとする。</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第3条 平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>2 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>25,650円</u>とする。</p> <p>3 <u>前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度から令和2年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「25,650円」とあるのは、「42,750円」と読み替えるものとする。</u></p> <p>4 <u>第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度から令和2年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「25,650円」とあるのは、「49,590円」と読み替えるものとする。</u></p> <p>5 前4項の保険料率を決定する場合において、100円未満の端数があるときは、その端数について50円未満は切り捨て、50円以上は切り上げるものとする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。</p>	

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第3条及び次項の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

令和元年6月5日提出

八雲町長 岩村克詔

八雲町火災予防条例の一部を改正する条例

八雲町火災予防条例（平成 17 年八雲町条例第 156 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(避雷設備)</p> <p>第 16 条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する<u>日本工業規格</u>に適合するものとしなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>(避雷設備)</p> <p>第 16 条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する<u>日本産業規格（産業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 20 条第 1 項の日本産業規格をいう。）</u>に適合するものとしなければならない。</p> <p>2 略</p>
<p>(設置の免除)</p> <p>第 29 条の 5 前 3 条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるときは、次の各号に定める設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備（以下この章において「住宅用防災警報器等」という。）を設置しないことができる。</p> <p>(1) 第 29 条の 3 第 1 項各号又は前条第 1 項に掲げる住宅の部分にスプリンクラー設備（標示温度が 75 度以下で<u>作動時間が 60 秒以内の閉鎖型スプリンクラーヘッド</u>を備えているものに限る。）を令第 12 条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。</p> <p>(2) ～ (5) 略</p> <p><u>(6) 略</u></p>	<p>(設置の免除)</p> <p>第 29 条の 5 前 3 条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるときは、次の各号に定める設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備（以下この章において「住宅用防災警報器等」という。）を設置しないことができる。</p> <p>(1) 第 29 条の 3 第 1 項各号又は前条第 1 項に掲げる住宅の部分にスプリンクラー設備（標示温度が 75 度以下で<u>種別が 1 種の閉鎖型スプリンクラーヘッド</u>を備えているものに限る。）を令第 12 条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。</p> <p>(2) ～ (5) 略</p> <p><u>(6) 第 29 条の 3 第 1 項各号又は前条第 1 項に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成 20 年総務省令第 156 号）第 3 条第 2 項及び第 3 項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。</u></p> <p><u>(7) 略</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。</p>	

附 則
この条例は、令和元年7月1日から施行する。

令和元年6月5日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

議案第 4 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得する。

- 1 財産の種類及び数量 ロータリ除雪車 (2.2m/2,300t) 1台
- 2 取得の方法 契約の定めるところによる
- 3 取得の金額 44,660,000円
- 4 契約の相手方 北斗市追分3丁目2番3号
北海道川崎建機株式会社 函館支店
支店長 岡 淵 紀代志

令和元年6月5日提出

八雲町長 岩 村 克 詔



議案第 5 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得する。

1. 財産の種類及び数量 小型動力ポンプ付大型水槽車 1台
2. 取得の方法 契約の定めるところによる
3. 取得の金額 50,710,000円
4. 契約の相手方 札幌市東区苗穂町13丁目2番17号
株式会社 北海道モリタ
代表取締役 中川 龍太郎

令和元年6月5日提出

八雲町長 岩村 克詔



議案第 6 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得する。

1. 財産の種類及び数量 小型動力ポンプ付積載車 1台
2. 取得の方法 契約の定めるところによる
3. 取得の金額 14,509,000円
4. 契約の相手方 札幌市東区苗穂町13丁目2番17号
株式会社 北海道モリタ
代表取締役 中川 龍太郎

令和元年6月5日提出

八雲町長 岩村 克 詔



議案第 7 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得する。

1. 財産の種類及び数量 高規格救急自動車 1台
2. 取得の方法 契約の定めるところによる
3. 取得の金額 32,850,112円
4. 契約の相手方 二海郡八雲町東雲町24番地27
函館トヨタ自動車株式会社 八雲店
店長代理 櫻庭喜一郎

令和元年6月5日提出

八雲町長 岩村克詔



議案第 8 号

北海道市町村総合事務組合同規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、北海道市町村総合事務組合同規約を次のように変更する。

令和元年 6 月 5 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

北海道市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約

北海道市町村総合事務組合同規約（平成 31 年 2 月 22 日市町村第 1877 号指令）の一部を次のように変更する。

別表第 1 空知総合振興局（33）の項中「(33)」を「(32)」に改め、「北空知葬斎組合」を削り、同表日高振興局（16）の項中「(16)」を「(15)」に改め、「日高地区交通災害共済組合」を削り、同表十勝総合振興局（24）の項中「(24)」を「(23)」に改め、「池北三町行政事務組合」を削る。

別表第 2 の 9 の項中「北空知葬斎組合」、「日高地区交通災害共済組合」及び「池北三町行政事務組合」を削る。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定による北海道知事の許可の日から施行する。



議案第 9 号

北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合格約を次のとおり変更する。

令和元年 6 月 5 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

北海道市町村職員退職手当組合格約の一部を変更する規約

北海道市町村職員退職手当組合格約（昭和 32 年 1 月 23 日 32 地第 175 号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表(2)一部事務組合及び広域連合の表空知管内の項中「、北空知葬斎組合」を削り、同表日高管内の項中「、日高地区交通災害共済組合」を削り、同表十勝管内の項中「、池北三町行政事務組合」を削る。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。



議案第 10 号

北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約を次のとおり変更する。

令和元年 6 月 5 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の一部を変更する規約

北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約（昭和 43 年 5 月 1 日地方第 722 号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表第 1 中「池北三町行政事務組合」、「日高地区交通災害共済組合」、「十勝環境複合事務組合」及び「北空知葬斎組合」を削る。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。



議案第 11 号

辺地に係る総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 8 項において準用する同条第 1 項の規定に基づき、熊石相沼、熊石関内及び上八雲辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙により変更する。

令和元年 6 月 5 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

別紙

(計画期間 平成 27 年度から令和元年度まで)

(単位：千円)

辺地名 (辺地度 点数)	施設名	事業費	財 源 内 訳				
			国 庫 支出金	道支出 金	辺地債	その他	一般財源
熊 石 相 沼 (119 点)	飲用水供給施設 (相沼泊川簡水施設整備)	205,764	64,908		70,300		70,556
	道路 (泉流橋長寿命化)	11,500	7,475		4,000		25
	道路 (中の橋長寿命化)	34,800	21,437		13,300		63
	経営近代化施設 (中山間地域総合整備)	49,140			49,000		140
	消防施設 (消防ポンプ整備)	2,092			1,900		192
	消防施設 (消防車両整備)	15,263			14,900		363
	消防施設 (耐震貯水槽整備)	(18,761) 18,449	(5,436) 2,693		(13,200) 15,700		(125) 56
	計	(337,320) 337,008	(99,256) 96,513		(166,600) 169,100		(71,464) 71,395
熊 石 関 内 (115 点)	飲用水供給施設 (配水管布設替整備)	55,077	15,622		17,800	3,500	18,155
	消防施設 (消防車両整備)	(14,512)			(13,900)		(612)
	計	(69,589) 55,077	15,622		(31,700) 17,800	3,500	(18,767) 18,155

(計画期間 平成 29 年度から令和 3 年度まで)

辺地名 (辺地度 点数)	施設名	事業費	財 源 内 訳				
			国 庫 支出金	道支出 金	辺地債	その他	一般財源
上八雲 (179 点)	道路 (鉛川 1 号橋長寿命化)	44, 255	27, 500		16, 700		55
	道路 (鉛川 2 号橋長寿命化)	(30, 965) 29, 100	(19, 065) 18, 083		(11, 900) 11, 000		(0) 17
	道路 (鉛川 3 号橋長寿命化)	33, 000	20, 328		12, 600		72
	計	(108, 220) 106, 355	(66, 893) 65, 911		(41, 200) 40, 300		(127) 144



議案第 12 号

八雲町過疎地域自立促進市町村計画の変更について

過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき策定した八雲町過疎地域自立促進市町村計画（平成 28 年 3 月 18 日策定）を別紙のとおり変更する。

令和元年 6 月 5 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

過疎地域自立促進市町村計画【変更】

変更前 (頁)		変更後 (頁)																																																			
<p>P. 17</p> <p>(4) 地域の自立促進の基本方針 (過疎地域自立促進特別事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・熊石地域水産試験研究推進事業 (施設運営) 	<p>P. 17</p> <p>(4) 地域の自立促進の基本方針 (過疎地域自立促進特別事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・熊石地域水産試験研究推進事業 (施設運営) ・町営育成牧場整備事業 ・有害大型獣解体処理施設整備事業 ・救急・救助資機材整備更新事業 ・熊石デイズービスセンターLED照明器具整備事業 ・地域会館整備事業 																																																				
<p>P. 23</p> <p>(2) その対策</p> <p>○過疎地域自立促進特別事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・熊石地域水産試験研究推進事業 (施設運営) 	<p>P. 24</p> <p>(2) その対策</p> <p>○過疎地域自立促進特別事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・熊石地域水産試験研究推進事業 (施設運営) ・町営育成牧場整備事業 ・有害大型獣解体処理施設整備事業 																																																				
<p>P. 23</p> <p>(3) 事業計画 (平成28年度～32年度)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名 (施設名)</th> <th>事業内容</th> <th>事業主体</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 基盤整備</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>農業</td> <td>中山間地域総合整備事業 用排水施設整備、ほ場整備ほか</td> <td>道</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>農業振興施設等整備事業 ビニールハウス10棟、ポイ1-10台、ねぎ用皮むき機2台</td> <td>農協</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>農村地域防災減災事業 用排水施設整備 L=959m</td> <td>道</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>農地耕作条件改善事業 排水路整備 L=420m</td> <td>町</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	(1) 基盤整備				農業	中山間地域総合整備事業 用排水施設整備、ほ場整備ほか	道			農業振興施設等整備事業 ビニールハウス10棟、ポイ1-10台、ねぎ用皮むき機2台	農協			農村地域防災減災事業 用排水施設整備 L=959m	道			農地耕作条件改善事業 排水路整備 L=420m	町		<p>P. 25</p> <p>(3) 事業計画 (平成28年度～32年度)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名 (施設名)</th> <th>事業内容</th> <th>事業主体</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 基盤整備</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>農業</td> <td>中山間地域総合整備事業 用排水施設整備、ほ場整備ほか</td> <td>道</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>農業振興施設等整備事業 ビニールハウス10棟、ポイ1-10台、ねぎ用皮むき機2台</td> <td>農協</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>農村地域防災減災事業 用排水施設整備 L=959m</td> <td>道</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>農地耕作条件改善事業 排水路整備 L=420m</td> <td>町</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>町営育成牧場整備事業 資料展示室改修、牧場作業用機械</td> <td>町</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	(1) 基盤整備				農業	中山間地域総合整備事業 用排水施設整備、ほ場整備ほか	道			農業振興施設等整備事業 ビニールハウス10棟、ポイ1-10台、ねぎ用皮むき機2台	農協			農村地域防災減災事業 用排水施設整備 L=959m	道			農地耕作条件改善事業 排水路整備 L=420m	町			町営育成牧場整備事業 資料展示室改修、牧場作業用機械	町	
事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考																																																		
(1) 基盤整備																																																					
農業	中山間地域総合整備事業 用排水施設整備、ほ場整備ほか	道																																																			
	農業振興施設等整備事業 ビニールハウス10棟、ポイ1-10台、ねぎ用皮むき機2台	農協																																																			
	農村地域防災減災事業 用排水施設整備 L=959m	道																																																			
	農地耕作条件改善事業 排水路整備 L=420m	町																																																			
事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考																																																		
(1) 基盤整備																																																					
農業	中山間地域総合整備事業 用排水施設整備、ほ場整備ほか	道																																																			
	農業振興施設等整備事業 ビニールハウス10棟、ポイ1-10台、ねぎ用皮むき機2台	農協																																																			
	農村地域防災減災事業 用排水施設整備 L=959m	道																																																			
	農地耕作条件改善事業 排水路整備 L=420m	町																																																			
	町営育成牧場整備事業 資料展示室改修、牧場作業用機械	町																																																			

変更前 (頁)

変更後 (頁)

P. 23

(3) 事業計画 (平成28年度～32年度)

事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
(1) 基盤整備			
水産業			
	あわび海中養殖事業補助金	漁協	
	なまこ増養殖事業補助金	漁協	
	ウニ海中養殖事業補助金	漁協	
	ひやま地域サケ増養殖事業 (施設整備)	漁協	

P. 25

(3) 事業計画 (平成28年度～32年度)

事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
(1) 基盤整備			
水産業			
	あわび海中養殖事業補助金	漁協	
	なまこ増養殖事業補助金	漁協	
	ウニ海中養殖事業補助金	漁協	
	ひやま地域サケ増養殖事業 (施設整備)	漁協	
	コンブ礁造成事業	道	

P. 24

(3) 事業計画 (平成28年度～32年度)

事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
(1) 経営近代化 施設			
水産業			
	衛生型畜養海水供給施設整備事業 取水給水施設 1 式	漁協	

P. 25

(3) 事業計画 (平成28年度～32年度)

事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
(1) 経営近代化 施設			
水産業			
	衛生型畜養海水供給施設整備事業 取水給水施設 1 式	漁協	
農業			
	研修牧場施設整備事業	町	

変更前 (頁)

P. 24

(3) 事業計画 (平成28年度～32年度)

事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
(9) 過疎地域自立促進特別事業	未来につなぐ森づくり推進事業 森林資源の循環利用を推進し、森林の持つ公益的・多面的機能の高度発揮と山村地域の振興を図る。	森林組合	
	熊石地域水産試験研究推進事業 (施設運営) 北大水産学部等と共同で新たな水産技術開発研究を実施する。	町	

P. 29

(2) その対策

- 過疎地域自立促進特別事業
- ・LED街路灯整備事業

変更後 (頁)

P. 26

(3) 事業計画 (平成28年度～32年度)

事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
(9) 過疎地域自立促進特別事業	未来につなぐ森づくり推進事業 森林資源の循環利用を推進し、森林の持つ公益的・多面的機能の高度発揮と山村地域の振興を図る。	森林組合	
	熊石地域水産試験研究推進事業 (施設運営) 北大水産学部等と共同で新たな水産技術開発研究を実施する。	町	
	町営育成牧場整備事業 牛舎の一部・サイロを取壊し、景観の維持及び安全確保、コストの削減を図る。	町	
	有害大型獣解体処理施設整備事業 ハンターの高齢化・大型獣の捕獲増のため、施設整備を行い、農作物等被害の軽減を図る。	町	

P. 32

(2) その対策

- 過疎地域自立促進特別事業
- ・LED街路灯整備事業
- ・救急・救助資機材整備更新事業

変更前 (頁)

P. 31

(3) 事業計画 (平成28年度～32年度)

事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
(7) 過疎地域自立促進特別事業	浄化槽設置整備補助金 72基 浄化槽設置に対する支援を行うことにより、生活環境の向上と自然環境の保全を図る。	町	
	LED街路灯設置助成事業 LED街路灯設置に対する助成を行うことにより、維持費の抑制と二酸化炭素の排出削減による地球温暖化対策を図る。	町	
	LED街路灯整備事業 町が管理する街路灯についてLED化整備を実施することにより、維持管理費の抑制、温室効果ガス排出削減を図る。	町	

P. 35

(2) その対策

- 過疎地域自立促進特別事業
- ・ ひとり暮らし高齢者訪問事業

変更後 (頁)

P. 35

(3) 事業計画 (平成28年度～32年度)

事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
(7) 過疎地域自立促進特別事業	浄化槽設置整備補助金 72基 浄化槽設置に対する支援を行うことにより、生活環境の向上と自然環境の保全を図る。	町	
	LED街路灯設置助成事業 LED街路灯設置に対する助成を行うことにより、維持費の抑制と二酸化炭素の排出削減による地球温暖化対策を図る。	町	
	LED街路灯整備事業 町が管理する街路灯についてLED化整備を実施することにより、維持管理費の抑制、温室効果ガス排出削減を図る。	町	
	救急・救助資機材整備更新事業 エンジン式資機材、心臓マッサージシステムを導入することにより、救助活動や特定行為処置の効率化を図る。	町	

P. 37

(2) その対策

- 過疎地域自立促進特別事業
- ・ ひとり暮らし高齢者訪問事業
- ・ 熊石アイサービスセンターLED照明器具整備事業

変更前(頁)

P. 35

(3) 事業計画 (平成28年度～32年度)

事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
(8) 過疎地域自立促進特別事業	高齢者等除雪費助成金交付事業 除雪が困難な高齢者等を支援することにより、冬の安全な生活環境を確保する	町	
	寝たきり高齢者等移送サービス事業 移動が困難な高齢者等を支援することにより、通院及び各種福祉サービスにおける交通を確保する	町	
	緊急通報体制整備事業 独居高齢者等の見守りのための体制を整備することにより、安全安心な暮らしの実現を図る。	町	
	福祉タクシー助成事業 障がい者等への交通手段を確保することにより、快適な生活の確保と社会参加の促進を図る。	町	
	独り暮らし高齢者訪問事業 独り暮らし高齢者等を定期的に訪問することにより、安全安心な暮らしの実現を図る。	町	

変更後(頁)

P. 38

(3) 事業計画 (平成28年度～32年度)

事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
(8) 過疎地域自立促進特別事業	高齢者等除雪費助成金交付事業 除雪が困難な高齢者等を支援することにより、冬の安全な生活環境を確保する	町	
	寝たきり高齢者等移送サービス事業 移動が困難な高齢者等を支援することにより、通院及び各種福祉サービスにおける交通を確保する	町	
	緊急通報体制整備事業 独居高齢者等の見守りのための体制を整備することにより、安全安心な暮らしの実現を図る。	町	
	福祉タクシー助成事業 障がい者等への交通手段を確保することにより、快適な生活の確保と社会参加の促進を図る。	町	
	独り暮らし高齢者訪問事業 独り暮らし高齢者等を定期的に訪問することにより、安全安心な暮らしの実現を図る。	町	
	熊石デザインサービスセンターLED照明器具整備事業 照明器具をLEDに取り替えることにより、利用者に安定した環境のもと介護サービスを提供する。	町	

P. 37

(3) 事業計画 (平成28年度～32年度)

事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
(1) 診療施設 病院			
	八雲総合病院医療機器整備事業 111点	町	
	熊石国民健康保険病院医療機器整備事業 30点	町	
	八雲総合病院本館棟改築事業 駐車場ほか外構工事一式	町	
	八雲総合病院電子カルテシステム等整備事業	町	
	八雲総合病院経営管理システム導入事業	町	
	八雲総合病院冷房整備事業	町	
	八雲総合病院医療費自動精算機導入事業	町	
	熊石国民健康保険病院事務機整備事業	町	

P. 39

(3) 事業計画 (平成28年度～32年度)

事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
(1) 診療施設 病院			
	八雲総合病院医療機器整備事業 111点	町	
	熊石国民健康保険病院医療機器整備事業 30点	町	
	八雲総合病院本館棟改築事業 駐車場ほか外構工事一式	町	
	八雲総合病院電子カルテシステム等整備事業	町	
	八雲総合病院経営管理システム導入事業	町	
	八雲総合病院冷房整備事業	町	
	八雲総合病院医療費自動精算機導入事業	町	
	熊石国民健康保険病院事務機整備事業	町	
	八雲総合病院東棟トイレ改修事業	町	

P. 38

(3) 事業計画 (平成28年度～32年度)

事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
(1) 診療施設 巡回診療車			
	八雲総合病院訪問看護車整備事業 5台	町	
	八雲町総合病院精神科訪問診療車整備事業 1台	町	

P. 40

(3) 事業計画 (平成28年度～32年度)

事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
(1) 診療施設 巡回診療車			
	八雲総合病院訪問看護車整備事業 5台	町	
	八雲町総合病院精神科訪問診療車整備事業 1台	町	
	八雲総合病院巡回診療車購入事業 1台	町	

変更前 (頁)

変更後 (頁)

P. 38

(3) 事業計画 (平成28年度～32年度)

事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
(1) 診療施設			
その他			
	八雲総合病院医師住宅解体・車庫整備事業 医師住宅・車庫解体、車庫2棟整備	町	

P. 40

(3) 事業計画 (平成28年度～32年度)

事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
(1) 診療施設			
その他			
	八雲総合病院医師住宅解体・車庫整備事業 医師住宅・車庫解体、車庫2棟・医師住宅整備	町	

P. 40

(3) 事業計画 (平成28年度～32年度)

事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
(1) 学校教育 関連施設			
屋内運動場			
	八雲中学校屋内運動場改築事業 R造 1,649㎡	町	

P. 42

(3) 事業計画 (平成28年度～32年度)

事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
(1) 学校教育 関連施設			
屋内運動場			
	八雲中学校屋内運動場改築事業 R造 1,649㎡	町	
	藤石中学校屋内運動場屋根葺替事業 A=1,090㎡	町	

P. 40

(3) 事業計画 (平成28年度～32年度)

事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
(1) 学校教育 関連施設			
屋外運動場			
	八雲中学校外構整備事業 テニスコート造成 2面	町	

P. 42

(3) 事業計画 (平成28年度～32年度)

事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
(1) 学校教育 関連施設			
屋外運動場			
	八雲中学校外構整備事業 テニスコート造成 2面	町	
	熊石小学校グラウンド改修事業 暗渠排水管 100φL=488m、150φL=97m トラツク内芝 A=2,229㎡	町	

変更前 (頁)	変更後 (頁)												
<p>P. 42</p> <p>(2) その対策</p> <p>○過疎地域自立促進特別事業</p> <p>・高齢者等除雪費助成交付事業</p>	<p>P. 45</p> <p>(2) その対策</p> <p>○過疎地域自立促進特別事業</p> <p>・高齢者等除雪費助成交付事業</p> <p>・地域会館整備事業</p>												
<p>P. 42</p>	<p>P. 45</p> <p>(3) 事業計画 (平成28年度～32年度)</p> <table border="1" data-bbox="438 181 659 1099"> <thead> <tr> <th data-bbox="438 920 499 1099">事業名 (施設名)</th> <th data-bbox="438 392 499 920">事業内容</th> <th data-bbox="438 280 499 392">事業主体</th> <th data-bbox="438 181 499 280">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="499 920 659 1099">過疎地域自立促進特別事業</td> <td data-bbox="499 392 659 920">地域会館整備事業</td> <td data-bbox="499 280 659 392"></td> <td data-bbox="499 181 659 280"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="499 920 659 1099"></td> <td data-bbox="499 392 659 920">屋根の改修工事を実施し、会館の環境改善により、地域コミュニティ活動の活性化を図る。</td> <td data-bbox="499 280 659 392">町</td> <td data-bbox="499 181 659 280"></td> </tr> </tbody> </table>	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	過疎地域自立促進特別事業	地域会館整備事業				屋根の改修工事を実施し、会館の環境改善により、地域コミュニティ活動の活性化を図る。	町	
事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考										
過疎地域自立促進特別事業	地域会館整備事業												
	屋根の改修工事を実施し、会館の環境改善により、地域コミュニティ活動の活性化を図る。	町											

議案第 13 号

令和元年度八雲町一般会計補正予算（第2号）

元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行に伴い、施行日以降は、「平成31年度八雲町一般会計予算」の名称を「令和元年度八雲町一般会計予算」とし、予算書における年度表記については、「平成31年度」を「令和元年度」と読み替えるものとし、「平成32年度」以降も同様とする。

令和元年度八雲町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,438,166千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,477,891千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加は、「第3表 地方債補正」による。

令和元年6月5日提出

八雲町長 岩村克詔

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		千円 909,111	千円 264,170	千円 1,173,281
	1 国庫負担金	603,975	6,732	610,707
	2 国庫補助金	300,115	257,438	557,553
16 道支出金		656,307	61,363	717,670
	1 道負担金	392,069	3,366	395,435
	2 道補助金	195,747	57,997	253,744
17 財産収入		36,893	5,709	42,602
	2 財産売払収入	1,375	5,709	7,084
20 繰越金		13,709	28,271	41,980
	1 繰越金	13,709	28,271	41,980
21 諸収入		388,691	5,353	394,044
	5 雑入	80,624	5,353	85,977
22 町債		852,100	1,073,300	1,925,400
	1 町債	852,100	1,073,300	1,925,400
歳 入 合 計		14,039,725	1,438,166	15,477,891

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 2,368,460	千円 4,852	千円 2,373,312
	1 総務管理費	2,293,715	4,852	2,298,567
3 民生費		2,476,099	58,689	2,534,788
	1 社会福祉費	1,443,003	50,341	1,493,344
	2 児童福祉費	1,033,096	8,348	1,041,444
4 衛生費		2,239,790	3,272	2,243,062
	1 保健衛生費	1,543,079	3,272	1,546,351
6 農林水産業費		572,421	66,889	639,310
	1 農業費	303,335	25,723	329,058
	2 林業費	122,866	5,166	128,032
	3 水産業費	146,220	36,000	182,220
9 消防費		231,407	55,805	287,212
	1 消防費	231,407	55,805	287,212
10 教育費		680,479	1,246,121	1,926,600
	1 教育総務費	56,601	110,982	167,583
	2 小学校費	144,835	258,335	403,170
	5 保健体育費	267,647	876,804	1,144,451
13 諸支出金		18,000	2,538	20,538
	1 諸費	18,000	2,538	20,538
歳 出 合 計		14,039,725	1,438,166	15,477,891

第 2 表

債 務 負 担 行 為 補 正

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
消防庁舎整備改修事業	自 令和元年度 至 令和2年度	14,963
学校給食センター改築事業	自 令和元年度 至 令和2年度	533,734

第 3 表

地 方 債 補 正

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
農地耕作条件改善事業	8,800	証書借入又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率の見直し方式で借りる政府資金、日本政策金融公庫資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の条件による。 ただし、財政等の都合により据置期間又は償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借換することができる。
消防庁舎整備改修事業	30,500			
耐震性貯水槽整備事業	18,000			
教員住宅建設事業	74,300			
落部小学校大規模改修事業	172,400			
学校給食センター改築事業	769,300			

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
15 国庫支出金	909,111	264,170	1,173,281
16 道支出金	656,307	61,363	717,670
17 財産収入	36,893	5,709	42,602
20 繰越金	13,709	28,271	41,980
21 諸収入	388,691	5,353	394,044
22 町債	852,100	1,073,300	1,925,400
歳入合計	14,039,725	1,438,166	15,477,891

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
2 総務費	2,368,460	4,852	2,373,312
3 民生費	2,476,099	58,689	2,534,788
4 衛生費	2,239,790	3,272	2,243,062
6 農林水産業費	572,421	66,889	639,310
9 消防費	231,407	55,805	287,212
10 教育費	680,479	1,246,121	1,926,600
13 諸支出金	18,000	2,538	20,538
歳出合計	14,039,725	1,438,166	15,477,891

補正額の財源内訳			
特 国 道 支 出 金	定 地 方 債	財 源 そ の 他	一 般 財 源
千円	千円	千円	千円
0	0	5,353	△501
53,472	0	0	5,217
1,286	0	0	1,986
57,997	8,800	0	92
5,486	48,500	0	1,819
207,292	1,016,000	0	22,829
0	0	0	2,538
325,533	1,073,300	5,353	33,980

2 歳 入

15 款 国庫支出金

1 項 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 民生費国庫負担金	584,389	6,732	591,121
計	603,975	6,732	610,707

15 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

2 民生費国庫補助金	千円 17,133	千円 43,374	千円 60,507
3 衛生費国庫補助金	1,703	1,286	2,989
6 教育費国庫補助金	2,203	207,292	209,495
7 消防費国庫補助金	0	5,486	5,486
計	300,115	257,438	557,553

16 款 道支出金

1 項 道負担金

1 民生費道負担金	千円 322,978	千円 3,366	千円 326,344
計	392,069	3,366	395,435

16 款 道支出金

2 項 道補助金

4 農林水産業費道補助金	千円 99,155	千円 57,997	千円 157,152
計	195,747	57,997	253,744

節		説	明
区 分	金 額		
1 社会福祉費負担金	千円 6,732	低所得者介護保険料軽減負担金	千円 6,732

1 社会福祉費補助金	千円 36,878	低所得・子育て世帯プレミアム付商品券発行事業費補助金 低所得・子育て世帯プレミアム付商品券発行事務費補助金	千円 22,500 14,378
2 児童福祉費補助金	6,496	子ども・子育て支援事業費補助金	6,496
1 保健衛生費補助金	1,286	感染症予防事業費補助金	1,286
1 小学校費補助金	68,284	小学校大規模改修事業交付金	68,284
3 教育総務費補助金	36,558	教員住宅建設事業交付金	36,558
4 保健体育費補助金	102,450	学校給食施設改築事業交付金	102,450
1 消防費補助金	5,486	消防防災施設整備費補助金	5,486

1 社会福祉費負担金	千円 3,366	低所得者介護保険料軽減負担金	千円 3,366

1 農業費補助金	千円 16,831	農地耕作条件改善事業補助金 強い農業・担い手づくり総合支援交付金	千円 10,831 6,000
2 林業費補助金	5,166	林業成長産業化地域創出モデル事業補助金	5,166
3 水産業費補助金	36,000	漁港漁村活性化事業補助金	36,000

17 款 財産収入

2 項 財産売却収入

目	補正前の額	補正額	計
1 不動産売却収入	千円 1,032	千円 5,709	千円 6,741
計	1,375	5,709	7,084

20 款 繰越金

1 項 繰越金

1 繰越金	千円 13,709	千円 28,271	千円 41,980
計	13,709	28,271	41,980

21 款 諸収入

5 項 雑入

7 雑入	千円 59,290	千円 5,353	千円 64,643
計	80,624	5,353	85,977

22 款 町債

1 項 町債

4 農林水産業債	千円 98,700	千円 8,800	千円 107,500
6 消防債	93,200	48,500	141,700
7 教育債	8,800	1,016,000	1,024,800
計	852,100	1,073,300	1,925,400

節		説明	
区分	金額		
1 土地売払収入	千円 3,875	土地売払収入	千円 3,875
2 建物売払収入	1,834	建物売払収入	1,834

1 前年度繰越金	千円 28,271	前年度繰越金	千円 28,271

5 雑入	千円 5,353	市町村防災・減災対策事業推進交付金 自治総合センターコミュニティ事業助成金	千円 2,853 2,500

1 農業事業債	千円 8,800	農地耕作条件改善事業債	千円 8,800
1 消防施設整備事業債	48,500	消防庁舎整備改修事業債 耐震性貯水槽整備事業債	30,500 18,000
1 小学校施設整備事業債	172,400	落部小学校大規模改修事業債	172,400
2 保健体育施設整備事業債	769,300	学校給食センター改築事業債	769,300
3 教員住宅建設事業債	74,300	教員住宅建設事業債	74,300

3 歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 一般管理費	107,840	233	108,073				233
12 地域振興対策費	1,949,701	2,500	1,952,201			2,500	
13 災害対策費	11,139	2,119	13,258			2,853	△734
計	2,293,715	4,852	2,298,567	0	0	5,353	△501

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 社会福祉総務費	62,946	36,878	99,824	36,878			
3 高齢者福祉費	403,008	13,463	416,471	10,098			3,365
計	1,443,003	50,341	1,493,344	46,976	0	0	3,365

節		説明	金額
区分	金額		
18 備品購入費	千円 233	庁舎管理用備品購入費	千円 233
19 負担金補助及び交付金	2,500	コミュニティ事業助成金	2,500
11 需用費	983	災害時備蓄消耗品費	983
13 委託料	492	避難所公衆無線LAN整備業務委託料	492
18 備品購入費	644	災害時備蓄備品購入費	644

3 職員手当等	千円 1,772	時間外勤務手当	千円 1,772
4 共済費	72	社会保険料	72
7 賃金	446	臨時事務員賃金	446
11 需用費	461	消耗品費	233
		印刷製本費	228
12 役務費	1,189	運搬料	1,189
13 委託料	10,438	低所得・子育て世帯プレミアム付商品券発行業務委託料	10,438
19 負担金補助及び交付金	22,500	低所得・子育て世帯プレミアム付商品券発行事業補助金	22,500
28 繰出金	13,463	介護保険事業特別会計繰出金	13,463

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2 児童措置費	千円 745,400	千円 8,348	千円 753,748	千円 6,496	千円	千円	千円 1,852
計	1,033,096	8,348	1,041,444	6,496	0	0	1,852

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費

2 予防費	千円 76,711	千円 3,064	千円 79,775	千円 1,286	千円	千円	千円 1,778
10 国民健康保険事業費	226,155	208	226,363				208
計	1,543,079	3,272	1,546,351	1,286	0	0	1,986

6 款 農林水産業費

1 項 農業費

3 農業振興費	千円 32,528	千円 6,000	千円 38,528	千円 6,000	千円	千円	千円
6 農地費	93,989	19,723	113,712	10,831	8,800		92
計	303,335	25,723	329,058	16,831	8,800	0	92

節		説 明	
区 分	金 額		
3 職員手当等	千円 3,479	時間外勤務手当	千円 3,479
11 需用費	35	消耗品費	21
		印刷製本費	14
13 委託料	4,834	季節保育所委託料	1,852
		幼児教育・保育無償化システム改修業務委託料	2,982

11 需用費	千円 371	消耗品費	千円 3
		印刷製本費	368
12 役務費	250	運搬料	128
		予防接種業務手数料	122
13 委託料	2,897	風しん予防接種業務委託料	2,632
		健康管理システム改修業務委託料	265
19 負担金補助及び交付金	28	風しん予防接種公費負担交付金	28
20 扶助費	△482	高齢者等肺炎球菌ワクチン接種助成金	△482
28 繰出金	208	国民健康保険事業特別会計繰出金	208

19 負担金補助及び交付金	千円 6,000	強い農業・担い手づくり総合支援事業補助金	千円 6,000
15 工事請負費	19,693	農地耕作条件改善事業排水路整備工事請負費	19,693
19 負担金補助及び交付金	30	道土地改良事業団体連合会負担金	30

6 款 農林水産業費

2 項 林業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2 林業振興費	千円 77,566	千円 5,166	千円 82,732	千円 5,166	千円	千円	千円
計	122,866	5,166	128,032	5,166	0	0	0

6 款 農林水産業費

3 項 水産業費

3 漁港費	千円 10,207	千円 36,000	千円 46,207	千円 36,000	千円	千円	千円
計	146,220	36,000	182,220	36,000	0	0	0

9 款 消防費

1 項 消防費

3 消防施設費	千円 106,983	千円 55,805	千円 162,788	千円 5,486	千円 48,500	千円	千円 1,819
計	231,407	55,805	287,212	5,486	48,500	0	1,819

10 款 教育費

1 項 教育総務費

6 住宅建設費	千円 0	千円 110,982	千円 110,982	千円 36,558	千円 74,300	千円	千円 124
計	56,601	110,982	167,583	36,558	74,300	0	124

10 款 教育費

2 項 小学校費

1 学校管理費	千円 115,114	千円 258,335	千円 373,449	千円 68,284	千円 172,400	千円	千円 17,651
計	144,835	258,335	403,170	68,284	172,400	0	17,651

節		説明
区分	金額	
19 負担金補助及び交付金	千円 5,166	高性能林業機械整備事業補助金 千円 5,166

19 負担金補助及び交付金	千円 36,000	タイヤ式揚船機整備事業補助金 千円 36,000

15 工事請負費	千円 37,754	ドクターヘリ離発着場外構工事請負費 千円 14,148 耐震性貯水槽設置工事請負費 23,606
17 公有財産購入費	18,051	ドクターヘリ離発着場用地購入費 18,051

12 役務費	千円 63	建築確認申請・完了検査手数料 千円 63
13 委託料	7,959	教員住宅建設実施設計業務委託料 7,959
15 工事請負費	102,960	教員住宅建設工事請負費 102,960

13 委託料	千円 5,401	落部小学校大規模改修工事監理業務委託料 千円 5,401
15 工事請負費	252,934	落部小学校大規模改修工事請負費 252,934

10 款 教育費

5 項 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
6 八雲学校給食センター費	千円 126,744	千円 876,804	千円 1,003,548	千円 102,450	千円 769,300	千円	千円 5,054
計	267,647	876,804	1,144,451	102,450	769,300	0	5,054

13 款 諸支出金

1 項 諸費

2 還付金及び返納金	千円 10,000	千円 2,538	千円 12,538	千円	千円	千円	千円 2,538
計	18,000	2,538	20,538	0	0	0	2,538

節		説明	
区分	金額		
11 需用費	1,149	消耗品費	1,149
13 委託料	7,151	学校給食センター改築工事監理業務委託料	7,151
15 工事請負費	827,907	学校給食センター改築工事請負費 学校給食センター外構工事請負費	824,387 3,520
17 公有財産購入費	37,653	学校給食センター建設用地購入費	37,653
18 備品購入費	2,944	学校給食用備品購入費	2,944

23 償還金利息及び割引料	2,538	町営住宅使用料過年度過誤納還付金 町営住宅使用料還付加算金	2,443 95

補正予算給与費明細書

2 一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員 手当等	計			
補正後	237		859,175	594,585	1,453,760	454,971	1,908,731	
補正前	237		859,175	594,585	1,453,760	454,971	1,908,731	
比較								

(単位：千円)

職員手当等の 内訳	区分	扶養手当	住居手当	時間外 勤務手当	管理職員 手当	管理職員特 別勤務手当	夜間勤務 手当	休日勤務 手当	地域手当	期末手当
	補正後	28,662	33,686	93,260	16,578	588	3,628	32,589	138	199,362
	補正前	28,662	33,686	88,009	16,578	588	3,628	32,589	138	199,362
	比較			5,251						
	区分	勤勉手当	寒冷地 手当	通勤手当	特殊勤務 手当	宿日直 手当	単身赴任 手当	児童手当	合計	
	補正後	141,441	21,056	9,491	1,646	79	552	17,080	599,836	
	補正前	141,441	21,056	9,491	1,646	79	552	17,080	594,585	
	比較								5,251	

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

(単位：千円)

区分	増減額	増減事由別・内訳		説明	備考
職員手当等	5,251	その他の増減分	5,251	時間外勤務 手当	5,251 ◎低所得・子育て世帯プレミアム付商品券発行事業に係る時間外勤務手当1,772 ◎幼児教育・保育無償化実施円滑化事業に係る時間外勤務手当3,479

債務負担行為補正に関する調書

2. その他の債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額	30年度末 までの支出 (見込) 額	元 年 度 支 出 予 定 額	2年度以降の支出予定額				
					金 額	財 源 内 訳			
						国 道 支 出 金	地方債	その他の 特定財源	一般財源
消防庁舎整備改修 事業	自 令和元年度 至 令和2年度	14,963			14,963		14,200		763
学校給食センター 改築事業	自 令和元年度 至 令和2年度	533,734			533,734	60,100	445,100		28,534

地方債補正に関する調書

区 分	元 年 度 中 増 減 見 込 額			元年度末 現在高見込額
	元 年 度 中 起 債 見 込 額			
	補正前の額	補 正 額	補正後の額	
1 普 通 債	1,400	30,500	31,900	3,183,838
(8) 消 防	0	30,500	30,500	459,442
3 そ の 他	850,700	1,042,800	1,893,500	9,965,996
(1) 辺 地 対 策	61,600	7,100	68,700	363,537
(2) 過 疎 対 策	507,300	1,035,700	1,543,000	3,826,271
合 計	852,100	1,073,300	1,925,400	13,193,445

議案第 14 号

令和元年度八雲町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

元号を改める政令（平成 31 年政令第 143 号）の施行に伴い、施行日以降は、「平成 31 年度八雲町国民健康保険事業特別会計予算」の名称を「令和元年度八雲町国民健康保険事業特別会計予算」とし、予算書における年度表記については、「平成 31 年度」を「令和元年度」と読み替えるものとし、「平成 32 年度」以降も同様とする。

令和元年度八雲町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 390 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,770,211 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年 6 月 5 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 道支出金		千円 1,950,250	千円 182	千円 1,950,432
	1 道補助金	1,950,250	182	1,950,432
4 繰入金		310,403	208	310,611
	1 他会計繰入金	226,155	208	226,363
歳 入 合 計		2,769,821	390	2,770,211

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
5 保健事業費		千円 11,375	千円 390	千円 11,765
	2 保健事業費	4,998	390	5,388
歳 出 合 計		2,769,821	390	2,770,211

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
3 道支出金	1,950,250	182	1,950,432
4 繰入金	310,403	208	310,611
歳入合計	2,769,821	390	2,770,211

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
5 保健事業費	11,375	390	11,765
歳出合計	2,769,821	390	2,770,211

補正額の財源内訳			
特 定 財 源	一 般 財 源		
国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
182	0	0	208
182	0	0	208

2 歳 入

3 款 道支出金

1 項 道補助金

目	補正前の額	補正額	計
1 保険給付費等交付金	千円 1,950,250	千円 182	千円 1,950,432
計	1,950,250	182	1,950,432

4 款 繰入金

1 項 他会計繰入金

1 一般会計繰入金	千円 226,155	千円 208	千円 226,363
計	226,155	208	226,363

3 歳 出

5 款 保健事業費

2 項 保健事業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2 疾病予防費	千円 2,574	千円 390	千円 2,964	千円 182	千円	千円	千円 208
計	4,998	390	5,388	182	0	0	208

節		金額	説明	金額
区分				
2 保険給付費等特別 交付金		千円 182	特別調整交付金	千円 182

6 その他一般会計繰 入金		千円 208	その他一般会計繰入金	千円 208

節		金額	説明	金額
区分				
12 役務費		千円 25	運搬料 肺炎球菌予防接種業務手数料	千円 16 9
20 扶助費		365	肺炎球菌予防接種助成金	365

議案第 15 号

令和元年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行に伴い、施行日以降は、「平成31年度八雲町介護保険事業特別会計予算」の名称を「令和元年度八雲町介護保険事業特別会計予算」とし、予算書における年度表記については、「平成31年度」を「令和元年度」と読み替えるものとし、「平成32年度」以降も同様とする。

令和元年度八雲町の介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第1条 保険事業勘定歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入予算補正」による。

令和元年6月5日提出

八雲町長 岩村克詔

第1表 歳入予算補正（保険事業勘定）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 保険料		千円 338,038	千円 △13,463	千円 324,575
	1 介護保険料	338,038	△13,463	324,575
8 繰入金		323,850	13,463	337,313
	1 一般会計繰入金	290,306	13,463	303,769
歳 入 合 計		1,898,482	0	1,898,482

歳入予算事項別明細書

1 総括 (保険事業勘定)

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 保険料	338,038	△13,463	324,575
8 繰入金	323,850	13,463	337,313
歳入合計	1,898,482	0	1,898,482

2 歳入 (保険事業勘定)

1 款 保険料

1 項 介護保険料

目	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 第1号被保険者保険料	338,038	△13,463	324,575
計	338,038	△13,463	324,575

8 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

	千円	千円	千円
4 低所得者保険料軽減繰入金	4,625	13,463	18,088
計	290,306	13,463	303,769

節		説明	
区分	金額		
1 現年度分	千円 △13,463	現年度分	千円 △13,463

1 現年度分	千円 13,463	現年度分	千円 13,463

承認第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和元年 6 月 5 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

専 決 処 分 書

八雲町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成 31 年 3 月 29 日

八雲町長 岩 村 克 詔

八雲町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

八雲町国民健康保険税条例（平成20年八雲町条例第18号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(課税額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>58万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>58万円</u>とする。</p> <p>3及び4 略</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>61万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>61万円</u>とする。</p> <p>3及び4 略</p>
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>58万円</u>を超える場合には、<u>58万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>27万5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>61万円</u>を超える場合には、<u>61万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>28万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p>

ア～エ 略

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき50万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～エ 略

ア～エ 略

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき51万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～エ 略

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(適用区分)

第2条 改正後の八雲町国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

報告第 1 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による議会の指定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和元年 6 月 5 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による議会の指定に基づき、次のとおり専決処分する。

平成 31 年 2 月 14 日

八雲町長 岩 村 克 詔

損害賠償額の決定について

町は、平成 30 年 12 月 5 日、町有公用車で外勤中、八雲町相生町 108 番地先路上（道道北檜山 42 号線）において、当該公用車の方向指示器の消し忘れにより、駐車場から道道に合流した相手方車両と接触し損害を与えた事故について、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 715 条第 1 項の規定により、その損害を賠償するため、次のとおり損害賠償の額を決定する。

- 1 損害賠償の額 68,532 円
- 2 損害賠償の相手方 山越郡長万部町字長万部 411-28
長 畑 ひとみ

報告第 2 号

平成 30 年度八雲町一般会計繰越明許費に係る歳出予算の繰越について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定により、平成 30 年度八雲町一般会計繰越明許費に係る歳出予算の繰越について、別紙のとおり報告する。

令和元年 6 月 5 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

別紙

平成30年度八雲町一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：千円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			
					既収入 特定財源	未収入特定財源		一般財源
						調定 未済額	調定済 未収入額	
3	民生費	1 社会福祉費	低所得・子育て世帯プレミアム付商品券発行事業	1,836	1,622		1,622	
6	農林水産業費	1 農業費	中山間地域総合整備事業	72,225	72,225		72,100	125
6	農林水産業費	1 農業費	担い手確保・経営強化支援事業	20,828	20,828		20,828	
7	商工費	1 商工費	あわびの湯温水ポイラー更新事業	6,275	6,275			6,275
合 計				101,164	100,950		94,550	6,400

報告第 3 号

平成 30 年度八雲町下水道事業特別会計繰越明許費に係る
歳出予算の繰越について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定により、
平成 30 年度八雲町下水道事業特別会計繰越明許費に係る歳出予算の繰越につ
いて、別紙のとおり報告する。

令和元年 6 月 5 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

別紙

平成30年度八雲町下水道事業会計繰越明許費繰越計算書

(単位：千円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			
					既収入 特定財源	未収入特定財源		一般財源
						調定 未済額	調定済 未収入額	
2	施設費	1 施設整備費	122,000	66,000	19,050	46,950		
合 計			122,000	66,000	19,050	46,950		

報告第 4 号

平成 30 年度八雲町病院事業会計継続費に係る予算の繰越について

地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 18 条の 2 第 1 項の規定により、令和元年 5 月 9 日 八雲総合病院事業開設者 八雲町長 岩村克詔 より、平成 30 年度八雲町病院事業会計継続費予算繰越額の使用に関する計画について報告があったので、別紙のとおり報告する。

令和元年 6 月 5 日提出

八雲町長 岩村克詔

平成30年度八雲町病院事業会計継続費繰越計算書

(単位：千円)

款	項	事業名	継続費 の総額	平成30年度継続費予算現額				支払義務 発生 (見込)額	残 額	翌年度 繰越 繰越額	翌年度繰越額に 係る財源内訳		翌年度繰越 繰越額に係 る繰越を要 するたな卸 資産の購入 限度額
				予算 計上額	前年度 繰越 繰越額	補 正 予算額	計				企業債	損益勘定 留保資金	
1 資本的 支出	1 建設改 良費	総合病院 病棟・ サージス 棟冷房設 備改修事 業	250,989	0	0	90,356	90,356	20,793	20,793	20,700	93		

